



作成日 2020/09/30

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	U-レジストCC2/CG2 希釈剤
製品コード	CE-F01-1188
供給者の会社名称	宇部興産建材株式会社
住所	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
電話番号	03-5419-6206
FAX番号	03-5419-6265

2. 危険有害性の要約
化学品のGHS分類

物理化学的危険性 健康有害性	引火性液体 区分3 急性毒性(経口) 区分5 皮膚腐食性/刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2B 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻醉作用 気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器 中 枢神経系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(肺)
環境有害性	誤えん有害性 区分1 水生環境有害性 短期(急性) 区分2 水生環境有害性 長期(慢性) 区分2 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない(分類対象外)か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示

注意喚起語
危険有害性情報

危険	H303 飲み込むと有害のおそれ H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、中枢神経系の障害 H226 引火性液体及び蒸気 H304 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ H315+H320 皮膚及び眼刺激 H335 呼吸器への刺激のおそれ H336 眠気又はめまいのおそれ H373 長期にわたる、又は反復ばく露による肺の障害のおそれ H401 水生生物に毒性 H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性
----	---

注意書き
予防策

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
粉塵/ヒューム/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)
環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)

対応

ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診察/手当てを受けること。(P308+P313)

廃棄

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
芳香族炭化水素類	100%	不明			64742-95-6
(1,3,5-トリメチルベンゼン11%含む)		C9H12	(3)-7,(3)-3427	公表	108-67-8
(1,2,4-トリメチルベンゼン31%含む)		C9H12	(3)-7,(3)-3427	公表	95-63-6

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

汚染された衣類を取り除き、多量の水と石鹼で十分に洗浄すること。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。
無理に吐かせないこと。
医師の診断、手当てを受けること。
めまい、頭痛、咳。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状
応急措置をする者の保護に必要な注意事項
医師に対する特別な注意事項

救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。
症状は遅れて発現することがあり、過剰に暴露したときは医学的な経過観察が必要である。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

小火災：粉末消火剤、二酸化炭素、散水、耐アルコール性泡消火剤。

使ってはならない消火剤
火災時の特有の危険有害性

大火災：散水、水噴霧、耐アルコール性泡消火剤。
棒状注水。
火災によって刺激性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。
引火性の高い液体及び蒸気である。

特有の消火方法

散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合には、上記に示す消火剤のうち、散水以外の適切な消火剤を利用すること。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。
風上から消火する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

環境に対する注意事項	<p>漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立ち入りを禁止する。 漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。 風上に留まる。 低地から離れる。 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。 下水、排水中に流してはならない。 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。</p>	
封じ込め及び浄化の方法及び機材	<p>漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。 蒸気抑制泡は蒸気濃度を低下させるために用い少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。 少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。 大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる:しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。</p>	
二次災害の防止策	<p>すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。 蒸気発生が多い場合は、噴霧注水により蒸気発生を抑制する。関係箇所に通報し応援を求める。</p>	
7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い	技術的対策	<p>防爆型の電気機器／換気装置／照明機器／工具を使用する。 静電気対策を講ずる。 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。</p>
	安全取扱注意事項	<p>すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。 接触、吸入又は飲み込まないこと。 換気の良い場所で取り扱うこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。</p>
保管	安全な保管条件	<p>保管場所には危険・有害物を貯蔵し、または取り扱うために必要な照明及び換気の設備を備える。 保管場所には危険・有害物を貯蔵し、又は取扱うために必要な照明及び換気の設備を設ける。 保管場所の床は、製品が浸透しない構造とすると共に、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なため柵を設ける。 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。 容器は直射日光や火気を避けること。</p>

安全な容器包装材料 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。
消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を
使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
1,3,5-トリメチルベンゼン	未設定	25ppm(120mg/m ³)	TWA 25ppm
1,2,4-トリメチルベンゼン	未設定	25ppm(120mg/m ³)	TWA 25ppm

設備対策 防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
気中濃度を推奨された管理濃度・許容濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を使用する。

保護具 呼吸用保護具 送気マスク、有機ガス用防毒マスク
手の保護具 保温用手袋を着用すること。
眼、顔面の保護具 保護眼鏡(ゴーグル型または全面型)
皮膚及び身体の保護具 保護長靴、耐油性(不浸透性・静電気防止対策用)前掛け、防護服(静電気防止対策用)等保護具を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態 液体
形状 液体
色 無色透明
臭い 芳香
融点/凝固点 -10°C以下
沸点又は初留点及び沸点 150-185°C
範囲
可燃性 データなし
爆発下限界及び爆発上限 下限 0.5vol%
界/可燃限界 上限 6.5vol%
引火点 46°C (不明)
自然発火点 470°C
分解温度 データなし
pH データなし
動粘性率 1.61mm²/s(40°C)
溶解度 データなし
n-オクタノール/水分配 log Pow=3.8(1,2,4-トリメチルベンゼン)
係数
蒸気圧 データなし
密度及び/又は相対密度 0.875g/cm³(20/4°C)
相対ガス密度 データなし
粒子特性 データなし

10. 安定性及び反応性

反応性 情報なし
化学的安定性 通常の条件下においては安定である。流動、攪拌などにより、静電気が発生することがある。
危険有害反応可能性 強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
避けるべき条件 空気との爆発限界内の混合ガスの形成。
混触危険物質 強酸化剤。
危険有害な分解生成物 加熱分解により一酸化炭素、二酸化炭素などを生じる。

11. 有害性情報

急性毒性	経口	総合判断: 区分5 飲み込むと有害のおそれ〔成分情報から〕 情報なし
皮膚腐食性/刺激性	経皮吸入	総合判断: 区分に該当しない 総合判断: 区分2 皮膚刺激 以下の区分の物質を含む。 芳香族炭化水素類/区分2 皮膚刺激 1,2,4-トリメチルベンゼン/区分2 皮膚刺激 1,3,5-トリメチルベンゼン/区分2 皮膚刺激
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性		総合判断: 区分2B 眼刺激 以下の区分の物質を含む。 1,2,4-トリメチルベンゼン/区分2B 眼刺激 1,3,5-トリメチルベンゼン/区分2B 眼刺激
呼吸器感受性		総合判断: 区分に該当しない
皮膚感受性		総合判断: 区分に該当しない
生殖細胞変異原性		総合判断: 区分に該当しない
発がん性		総合判断: 区分に該当しない
生殖毒性		総合判断: 区分に該当しない
特定標的臓器毒性(単回ばく露)		総合判断: 区分3 気道刺激性、麻酔作用 以下の区分の物質を含む。 芳香族炭化水素類/区分3 気道刺激性、麻酔作用 1,2,4-トリメチルベンゼン/区分3 気道刺激性、麻酔作用 1,3,5-トリメチルベンゼン/区分3 気道刺激性、麻酔作用
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		総合判断: 区分1 長期又は反復暴露による臓器(中枢神経系、呼吸器)の障害 区分2 長期又は反復暴露による臓器(肺)の障害のおそれ 以下の区分の物質を含む。 芳香族炭化水素類/区分2 長期又は反復暴露による臓器(中枢神経系)の障害のおそれ 1,2,4-トリメチルベンゼン/区分2 長期又は反復暴露による臓器(中枢神経系、肺)の障害のおそれ 1,3,5-トリメチルベンゼン/区分1 長期又は反復暴露による臓器(中枢神経系、呼吸器)の障害
誤えん有害性		総合判断: 区分1 飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ 以下の区分の物質を含む。 芳香族炭化水素類/区分1 飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ 1,2,4-トリメチルベンゼン/区分1 飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ 1,3,5-トリメチルベンゼン/区分1 飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)		総合判断: 区分2 水生生物に毒性 以下の区分の物質を含む。 芳香族炭化水素類/区分2 水生生物に毒性 1,2,4-トリメチルベンゼン/区分2 水生生物に毒性 1,3,5-トリメチルベンゼン/区分2 水生生物に毒性
水生環境有害性 長期(慢性)		総合判断: 区分2 中期的影響により水生生物に毒性 以下の区分の物質を含む。

生態毒性	芳香族炭化水素類/区分2 中期的影響により水生生物に毒性
残留性・分解性	1,2,4-トリメチルベンゼン/区分2 中期的影響により水生生物に毒性
生体蓄積性	1,3,5-トリメチルベンゼン/区分2 中期的影響により水生生物に毒性
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データなし
	データなし
	データなし
	構成物質はモントリオール議定書の付属書に列記されていない

13. 廃棄上の注意 残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装

下水、河川等へ流入することがないように厳重に注意する。
容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意 国際規制

海上規制情報 IMOの規定に従う。

UN No. 1263
Proper Shipping PAINT
Class 3
Packing Group III
Marine Pollutant Not applicable
Liquid Substance Not applicable
Transported in Bulk

According to
MARPOL 73/78,
Annex II, the IBC
Code

航空規制情報 ICAO/IATAの規定に従う。

UN No. 1263
Proper Shipping PAINT
Class 3
Packing Group III

国内規制

陸上規制 該当しない
海上規制情報 船舶安全法の規定に従う。

国連番号 1263
品名 塗料
国連分類 3
容器等級 III
海洋汚染物質 非該当
MARPOL 73/78 附 非該当

属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質

航空規制情報 航空法の規定に従う。

国連番号 1263
品名 塗料
国連分類 3
等級 III

特別の安全対策	消防法危険物としての基準に従う他に、輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。 転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 移送時にイエローカードを保持する。
緊急時応急措置指針番	128

15. 適用法令

労働安全衛生法	第3種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第5号) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) ・トリメチルベンゼン(法令指定番号:404) ・芳香族炭化水素類(法令指定番号:330)
毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理 促進法(PRTR法)	非該当 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) ・1, 2, 4-トリメチルベンゼン(法令指定番号:296) ・1, 3, 5-トリメチルベンゼン(法令指定番号:297) ・芳香族炭化水素類(法令指定番号:296,297)
化審法 消防法 大気汚染防止法	優先評価化学物質(法第2条第5項) 第4類引火性液体、第二石油類非水溶性液体 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達) 揮発性有機化合物 法第2条第4項(平成14年度VOC排出に関する調査報告)
海洋汚染防止法	個品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通省告示) 油性混合物(施行規則第2条の2) 有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(X類物質)・油性混合物(施行令別表第1第1号イ(81)) 有害液体物質(X類同等の物質)(環境省告示第148号第1号)
外国為替及び外国貿易法 船舶安全法 航空法 港則法	輸出貿易管理令別表第1の16の項 引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1) 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1) その他の危険物・引火性液体類(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
特定有害廃棄物輸出入 規制法(バーゼル法) 労働基準法	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号) がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号)

16. その他の情報

参考文献 記載内容の取扱い	情報なし 記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価に関しては、いかなる保証もなすものではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。
------------------	--